

令和2年度 第1回 滋賀県渋滞対策協議会

主要渋滞箇所における特定解除の検討について

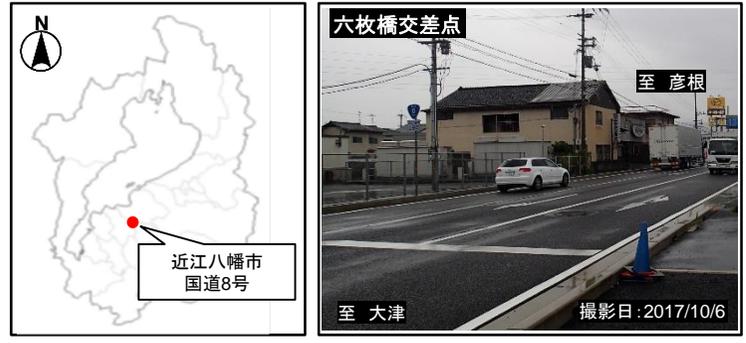
令和2年8月26日(水)

1. ピンポイント対策による特定解除見込箇所【近江八幡市 六枚橋交差点】

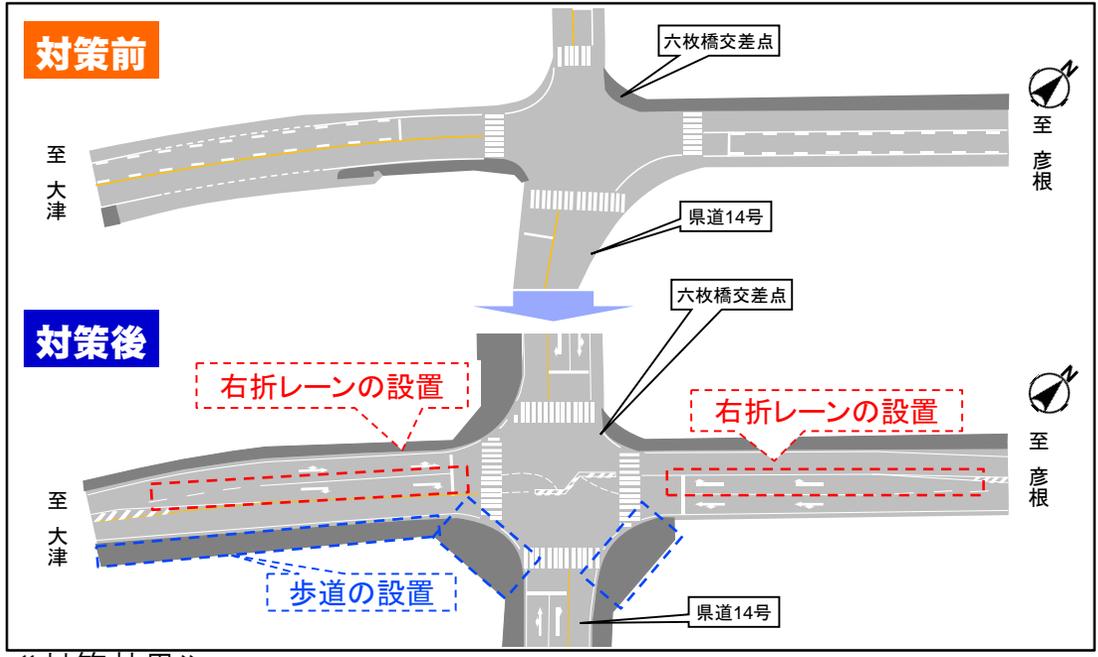
《道路利用者要望箇所》

- 右折待ち車両による、後続直進車両の障害により、渋滞が発生
- 右折レーン、歩道の設置により、右折待ち車両や歩行者による速度低下を緩和（H29.3交差点改良完了）
- 主道路方向である国道8号については混雑時の速度が20km/h以上となっている

《位置図》



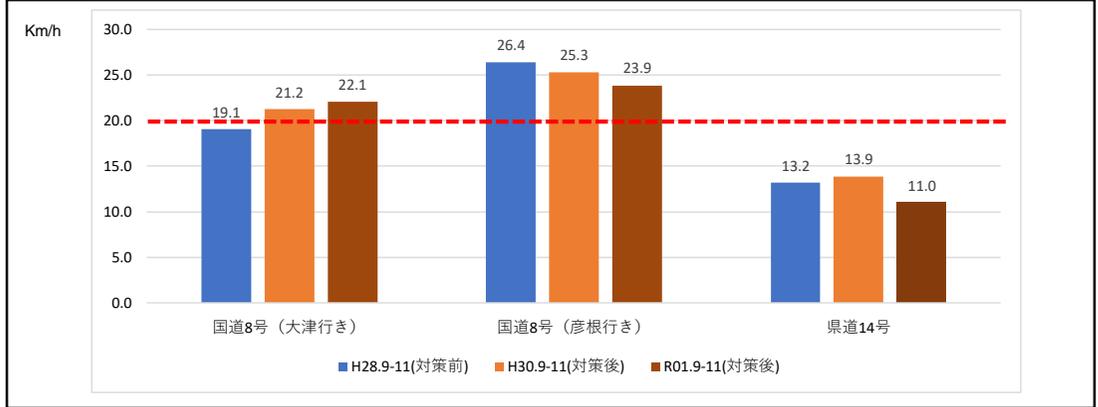
《説明図》



《広域図》



《対策効果》

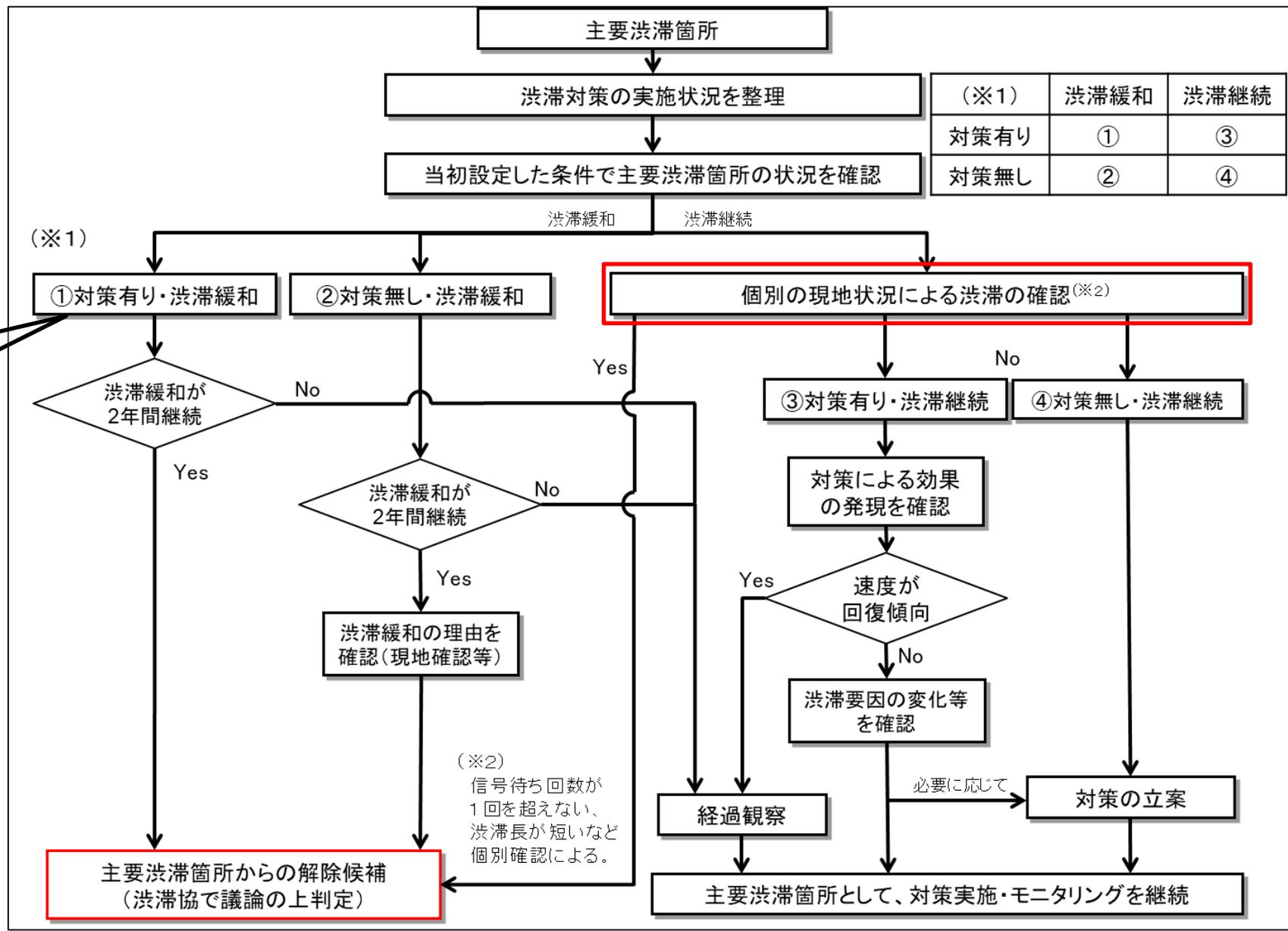


《主要渋滞箇所の選定理由》

選定理由
各府県別交差点渋滞損失時間ワースト50位以内、かつ最も低い方向で平日昼間12時間の平均旅行速度20km/h以下

1. ピンポイント対策による特定解除見込箇所【近江八幡市 六枚橋交差点】

■ 特定解除フロー



対策有り・渋滞緩和に該当

(※2)
信号待ち回数が1回を超えない、渋滞長が短いなど個別確認による。

1.【近江八幡市 六枚橋交差点】特定解除に向けた今年度のスケジュール

○速度が20km/hを下回る従道路について、渋滞長・滞留長調査やETC2.0データによる通過時間の分析を行う。分析結果を元に道路利用者へのヒアリングを行い、渋滞していないことを確認できれば第2回協議会において主要渋滞箇所からの解除を検討

■主要渋滞箇所の解除に向けた確認

評価	評価の方法	実施予定時期
渋滞長・滞留長の長さ	渋滞長調査を実施し確認	2020年10月
交差点での信号待ち回数が1回を超えていないか。	通常期(9月～11月)※のETC2.0プローブデータを用いて、交差点の通過時間から信号待ち回数を推定し評価する	2021年1月



※調査結果を踏まえて、解除候補箇所とする場合

評価	評価の方法	実施予定時期
道路利用者・道路管理者の意見として、主要渋滞箇所から解除することは妥当か。	上記各種調査結果を踏まえて、協議会委員へのヒアリングにて確認	2021年1月下旬頃



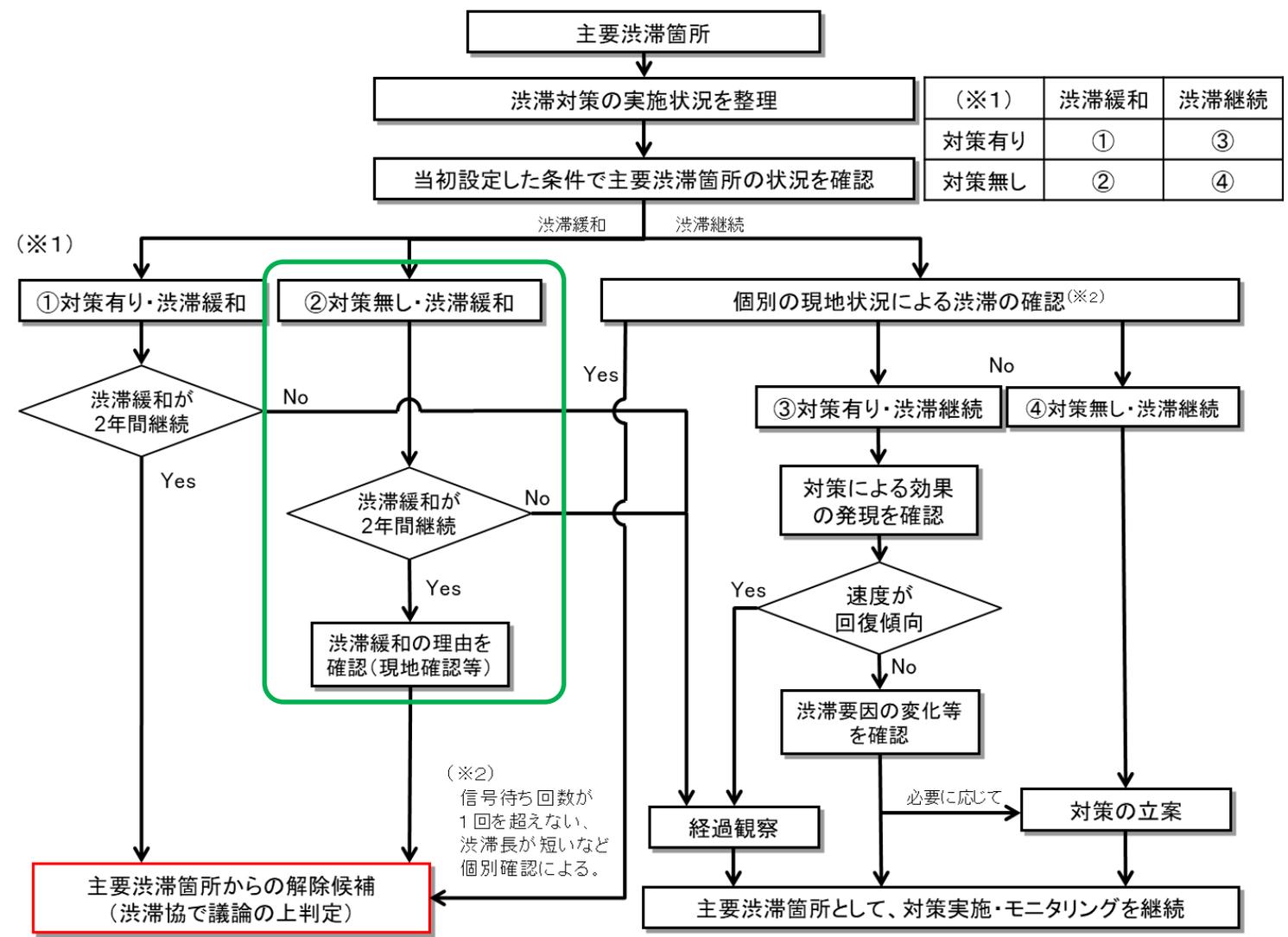
※ヒアリング結果を踏まえて、解除候補箇所とする場合

解除候補箇所として第2回渋滞協において、主要渋滞箇所からの解除について協議

※分析の時期については、コロナウイルスによる交通への影響を踏まえながら、検討する。

2. 対策検討中箇所における特定解除候補の選定について

○対策を実施していないが、渋滞が緩和した箇所(解除フロー②に該当する箇所)が2箇所みられる。
 ○今後、現地確認等により、主要渋滞箇所からの解除候補箇所とするのかについて検討を行う。



▲主要渋滞箇所の特定解除フロー

2. 対策検討中箇所における特定解除候補の選定について

○瀬田本町東、新矢倉(立体)では、2年連続で主道路・従道路ともに20km/hを上回っている

■対策検討中の26箇所における平均旅行速度※1の状況 (H30,R1)

R1 9~11月		主道路			
		20km/hより大※2		20km/h以下※3	
従道路	20km/hより大※2	瀬田橋本町東	新矢倉(立体) 小泉町	瀬田南 芝原町 八幡中山町	高田町 栗津町
	20km/h以下※3	柳が崎 逢坂一丁目 新浜町西	石山寺三丁目西 瀬田橋本町 野路中央 八幡東町	瀬田川大橋西詰 鳥居川 唐橋西詰 神領 打出浜 友定町	矢橋中央 野路町 長浜警察署前 川崎町 新浜町

H30 9~11月		主道路			
		20km/hより大※2		20km/h以下※3	
従道路	20km/hより大※2	瀬田橋本町東	新矢倉(立体)	瀬田南 芝原町	高田町 栗津町 小泉町
	20km/h以下※3	柳が崎 逢坂一丁目 新浜町西	石山寺三丁目西 瀬田橋本町 野路中央 八幡東町	瀬田川大橋西詰 鳥居川 唐橋西詰 神領 打出浜 友定町	矢橋中央 野路町 長浜警察署前 川崎町 八幡中山町 新浜町西

※1：平日混雑時、休日混雑時、平日12h、休日12hのうち、H24選定時の抽出指標をそれぞれ採用。ETC2.0を使用

※2：両方向が20km/hより大きい場合 ※3：少なくとも片方が20km/h以下の場合

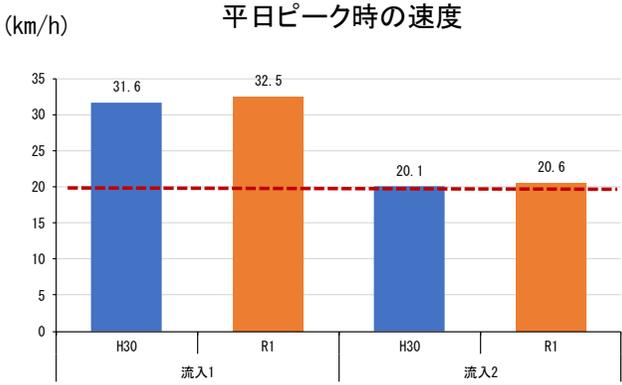
2. 対策検討中箇所における速度向上箇所【瀬田橋本町東交差点】

○H24選定時においては平日ピーク時速度が20km/h以下だったが、直近の2年では20km/hを上回っている。



※流入3については、センサス対象外の道路

航空写真：2018年4月撮影



《主要渋滞箇所の選定理由》

・パブリックコメントによる選定(速度条件:平日ピーク時)

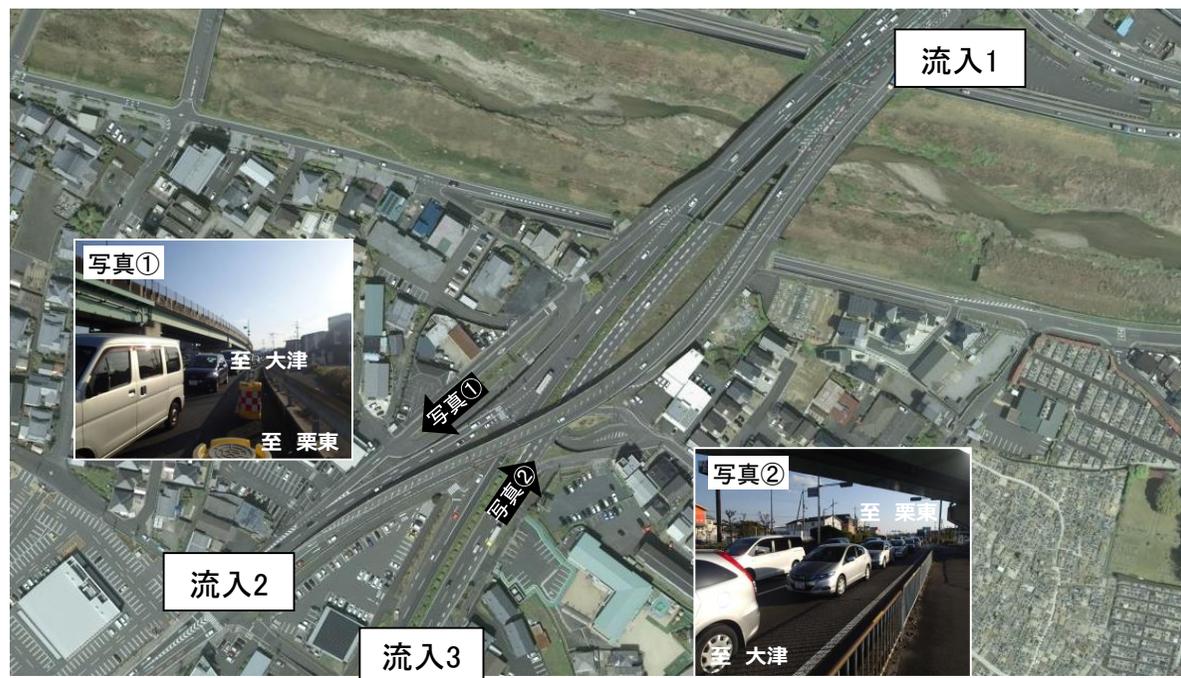
《H27現地踏査時》

流入1：右折現示の時間が短いため、右折車が多いと、右折車の捌け残りや後続直進車の進行障害が発生する可能性がある

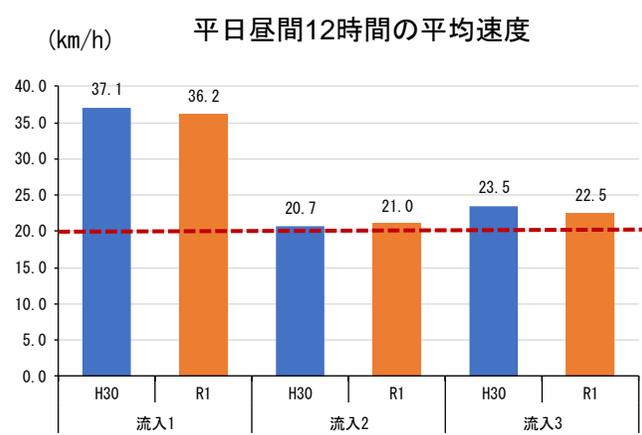
流入2：すべての車両が左折するため減速する(直進不可)

2. 対策検討中箇所における速度向上箇所【新矢倉(立体)交差点】

○選定条件である平日昼間12時間の速度は全流入方向において2年連続で20km/hを上回っている。



航空写真：2018年4月撮影



《主要渋滞箇所の選定理由》

・各府県別交差点渋滞損失時間ワースト50位以内、かつ最も低い方向で平日昼間12時間の平均旅行速度20km/h以下

《H27現地踏査時》

流入2・流入3：近接する草津三丁目交差点から延伸した先詰まりにより交通が阻害されている